

浜松市立保育所及び浜松市立幼稚園の施設型給付費等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 浜松市立保育所条例(昭和24年浜松市条例第13号)第2条に定める浜松市立保育所(以下「市立保育所」という。)及び浜松市立幼稚園条例(平成17年浜松市条例第270号)第2条に定める浜松市立幼稚園(以下「市立幼稚園」という。)の施設型給付費等について必要な事項を定める。

(施設型給付費の額)

第2条 市立保育所及び市立幼稚園の施設型給付費は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項の規定により算定した額とする。

(特例施設型給付費の額)

第3条 市立保育所及び市立幼稚園の特例施設型給付費は、法第28条第2項の規定により算定した額とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。